12の５第５項第３号に規定する給与等をいう。以下この記載要領において同じ。）の支給額、その給与等に充てるため租税特別措置法第42条の12の５第１項第２号イに規定する他の者から支払を受ける金額又は同条第５項第６号イに規定する雇用安定助成金額を、各欄の上段にそれぞれ外書として記載すること。

⑵　「適用年度の月数／㉑の前事業年度の月数　㉕」の欄　欄中「㉑の前事業年度の月数」とあるのは、「前一年事業年度の月数の合計数」として計算すること。

⑶　「比較雇用者給与等支給額㉖」の欄　欄中「㉒－㉓＋㉔」とあるのは、「（㉒＋（㉒の外書））－（㉓＋（㉓の外書））＋（㉔＋（㉔の外書））」として計算すること。

⑷　「調整比較雇用者給与等支給額㉗」の欄　欄中「㉒－㉓」とあるのは、「（㉒＋（㉒の外書））－（㉓＋（㉓の外書））」として計算すること。

6　租税特別措置法施行令第27条の12の５第19項又は第20項の規定によりみなされた同条第12項又は第14項の規定の適用を受ける場合における「比較雇用者給与等支給額及び調整比較雇用者給与等支給額の計算」の各欄の記載に当たっては、次によること。

⑴　「比較雇用者給与等支給額㉖」の欄　租税特別措置法第42条の12の５第５項第11号に規定する比較雇用者給与等支給額を記載すること。

⑵　「調整比較雇用者給与等支給額㉗」の欄　租税特別措置法施行令第27条の12の５第21項（第２号に係る部分に限る。）の規定により計算した租税特別措置法第42条の12の５第５項第６号ロに掲げる金額を記載すること。

7　「継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額の計算」の各欄は、法附則第９条第13項の規定の適用を受ける場合に記載すること。この場合において、当該各欄の記載に当たっては、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定めるところによること。

⑴　当該適用年度の月数と、「事業年度等㉘」の「前事業年度２」の月数とが同じ場合　「事業年度等㉘」から「継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額㉞」までの「前一年事業年度特定期間３」の各欄は、記載しないこと。

⑵　「事業年度等㉘」の「前事業年度２」の月数が当該適用年度の月数に満たない場合　「継続雇用者に対する給与等の支給額㉙」から「継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額㉞」までの「前事業年度２」の各欄は、記載しないこと。

⑶　「事業年度等㉘」の「前事業年度２」の月数が当該適用年度の月数を超える場合　「事業年度等㉘」から「継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額㉞」までの「前一年事業年度特定期間３」の各欄は記載せず、「継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額㉞」の「前事業年度２」の欄には「差引㉜」の「前事業年度２」の欄の金額のうち租税特別措置法施行令第27条の12の５第７項第２号ロに規定する前事業年度特定期間に対応する金額を記載すること。

令第207号）附則第45条の２第３項第２号イに規定する連結事業年度等（同号イの連結事業年度を除く。）の損金の額に算入される給与等（租税特別措置法第42条の12の５第５項第３号に規定する給与等をいう。以下この記載要領において同じ。）の支給額、その給与等に充てるため租税特別措置法第42条の12の５第１項第２号イに規定する他の者から支払を受ける金額又は同条第５項第６号イに規定する雇用安定助成金額を、各欄の上段にそれぞれ外書として記載すること。

⑵　「適用年度の月数／⑳の前事業年度又は前連結事業年度の月数　㉔」の欄　欄中「⑳の前事業年度又は前連結事業年度の月数」とあるのは、「前一年事業年度等の月数の合計数又は連結事業年度等の月数の合計数」として計算すること。

⑶　「比較雇用者給与等支給額㉕」の欄　欄中「㉑－㉒＋㉓」とあるのは、「（㉑＋（㉑の外書））－（㉒＋（㉒の外書））＋（㉓＋（㉓の外書））」として計算すること。

⑷　「調整比較雇用者給与等支給額㉖」の欄　欄中「㉑－㉒」とあるのは、「（㉑＋（㉑の外書））－（㉒＋（㉒の外書））」として計算すること。

6　租税特別措置法施行令第27条の12の５第19項又は第20項の規定によりみなされた同条第12項又は第14項の規定の適用を受ける場合における「比較雇用者給与等支給額及び調整比較雇用者給与等支給額の計算」の各欄の記載に当たっては、次によること。

⑴　「比較雇用者給与等支給額㉕」の欄　租税特別措置法第42条の12の５第５項第11号に規定する比較雇用者給与等支給額を記載すること。

⑵　「調整比較雇用者給与等支給額㉖」の欄　租税特別措置法施行令第27条の12の５第21項（第２号に係る部分に限る。）の規定により計算した租税特別措置法第42条の12の５第５項第６号ロに掲げる金額を記載すること。

7　「継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額の計算」の各欄の記載に当たっては、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定めるところによること。

⑴　当該適用年度の月数と、「事業年度等又は連結事業年度等㉗」の「前事業年度等２」の月数とが同じ場合　「事業年度等又は連結事業年度等㉗」から「継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額㉝」までの「前一年事業年度特定期間等３」の各欄は、記載しないこと。

⑵　「事業年度等又は連結事業年度等㉗」の「前事業年度等２」の月数が当該適用年度の月数に満たない場合　「継続雇用者に対する給与等の支給額㉘」から「継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額㉝」までの「前事業年度等２」の各欄は、記載しないこと。

⑶　「事業年度等又は連結事業年度等㉗」の「前事業年度等２」の月数が当該適用年度の月数を超える場合　「事業年度等又は連結事業年度等㉗」から「継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額㉝」までの「前一年事業年度特定期間等３」の各欄は記載せず、「継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額㉝」の「前事業年度等２」の欄には「差引㉛」の「前事業年度等２」の欄の金額のうち租税特別措置法施行令第27条の12の５第７項第２号ロに規定する前事業年度特定期間に対応する金額を記載すること。